証券コード｜9532

大阪ガス
Daigas Group

第206回
定時株主総会
招集ご通知

■ 開催日時
2024年6月27日（木曜日）
午前10時

■ 開催場所
大阪市中央区平野町四丁目1番2号
当社本社内

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素から、当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループは、「今日の安心をまもり、未来の日常をつくる」ことを志し、長期経営ビジョン2030に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー＆サービスカンパニーとなることを目指しております。また、「カーボンニュートラルビジョン」に沿って、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現を目指しております。

本年3月には、新中期経営計画2026を策定いたしました。エネルギー・商品・サービスの安定供給や普及拡大を継続するとともに、脱炭素やデジタル化等、未来に向けたソリューションの創造・実装を目指すべく、社会課題の解決を進める「ミライ価値の共創」や多様な人材が切磋琢磨することによる「従業員の輝き向上」、アセットライトな経営を徹底すること等による「経営基盤の進化」に取り組んでまいります。

経営環境が大きく変化し続ける中、Daigasグループ一丸となって、引き続き積極的かつ着実に事業活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2024年5月

代表取締役社長　藤原正隆

目次

招集ご通知…… 2
株主総会参考書類…… 7
第1号議案 剰余金の処分の件 …… 7
第2号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）…… 9
第3号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）…… 13
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 …… 15
第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 …… 22
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 …… 26
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件…… 26
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する株式報酬制度設定の件 …… 27
事業報告
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項…… 31
Ⅱ 役員に関する事項…… 43
Ⅲ 株式に関する事項…… 51
Ⅳ 会計監査人の状況…… 53
連結計算書類
連結貸借対照表…… 54
連結損益計算書…… 55
計算書類
貸借対照表…… 56
損益計算書…… 57
監査報告
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告…… 58
会計監査人の会計監査報告…… 60
監査役会の監査報告…… 62
（ご参考）
Daigasグループ中期経営計画2026「Connecting Ambitious Dreams」の概要… 63
低・脱炭素社会の実現に向けた取り組み… 65
株式伝言板…… 67

証券コード 9532
2024年５月31日
（電子提供措置の開始日 2024年5月27日）

株 主 各 位

大阪市中央区平野町四丁目１番２号
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 藤 原 正 隆

第206回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第206回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、**後記5頁から6頁までに記載のとおり、インターネット等の電磁的方法または書面により議決権を行使することができます。**いずれの場合も、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、**2024年６月26日（水曜日）午後4時までに議決権をご行使ください**ますようお願い申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第206回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.osakagas.co.jp/company/ir/stock/inform/index.html

　電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「大阪ガス」または証券コードに「9532」と入力して検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順にご選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日　　時　　2024年６月27日（木曜日）午前10時

2 場　　所　　大阪市中央区平野町四丁目１番２号 当社本社内
（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 株主総会の目的である事項

報告事項　第206期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
- **第１号議案**　剰余金の処分の件
- **第２号議案**　定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）
- **第３号議案**　定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）
- **第４号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
- **第５号議案**　監査等委員である取締役5名選任の件
- **第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- **第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- **第８号議案**　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する株式報酬制度設定の件

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使の取扱いについて）

(1) 議決権行使書面に各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
(2) 電磁的方法により議決権を行使された後に、電磁的方法により行使内容を変更された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(3) 書面と電磁的方法の双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5 その他の決定事項

(1) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項および修正後の事項を前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトへの掲載により、お知らせいたします。
(2) 開催日時・場所の変更、その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(https://www.osakagas.co.jp/company/ir/stock/inform/index.html)にてお知らせいたします。
(3) 会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知は、株式取扱規程第13条の規定により、書面または電磁的方法によるものとさせていただきます。

(4)書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、法令および定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次の事項は記載しておりません。

①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制に関する事項」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類は、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面に記載の各書類のほか、上記①から③までの事項であります。

以　上

【ご参考】電子提供措置（株主総会資料の電子提供制度）について

株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告等）の電子提供制度により、当社では、書面交付請求をいただいた株主さまを除き、議決権を有する株主さまに株主総会資料を掲載するウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集ご通知と議案について記載した後記株主総会参考書類を、議決権行使書用紙とともにお送りしております。

書面交付請求をされていない株主さまで、株主総会資料（事業報告等）を書面で受領することをご希望の株主さまは、「書面交付請求」を株主総会の基準日（3月31日）までに行っていただく必要があります。

書面交付請求のお手続きは、お取引の証券会社等の口座管理機関または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

■株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

0120-533-600（電子提供制度のお問い合わせ専用）

（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

議決権行使に関するご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

当日ご出席されない場合は、投函の手間が不要なインターネットによる議決権行使をおすすめいたします。

1 インターネット等の電磁的方法による議決権行使

2024年 6月26日（水）午後４時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁の**「インターネットによる議決権行使について」**をご確認のうえ、左記の行使期限までに議決権をご行使ください。

特に簡便に議決権を行使できる「スマート行使」をおすすめいたします。

2 書面による議決権行使

2024年 6月26日（水）午後４時まで

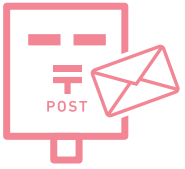

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、左記の行使期限までに到着するようご返送ください。

3 当日ご出席による議決権行使

2024年 6月27日（木）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付（午前9時受付開始）にご提出ください。

（注）株主総会当日における議決権の代理行使に関する代理人は、定款第13条の規定により株主さま1名につき当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前申込された場合、当該プラットフォームから電磁的方法により議決権を行使することも可能です。

インターネットによる議決権行使について

(1) QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく簡便に議決権を行使することができます。

1 スマートフォン等で議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

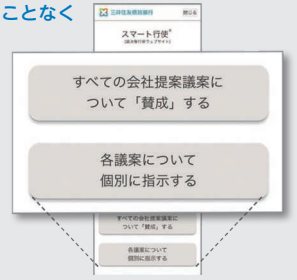

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記 (2) の方法により再度議決権行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト 〉 https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

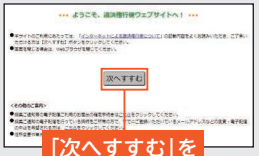

2 議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードをご入力ください。

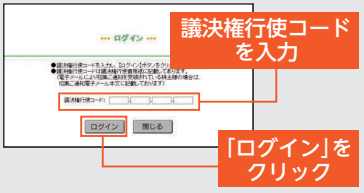

3 議決権行使書用紙に記載されたパスワードおよび新しいパスワードをご入力ください。

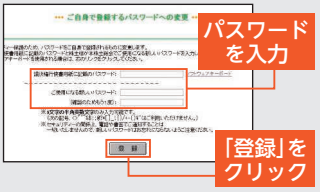

4 以降は画面の案内にしたがって賛否等をご入力ください。

- 議決権行使ウェブサイト等をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）等は、株主さまのご負担となります。
- 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

上記のインターネットによる議決権行使に関する操作方法等、システムに関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

0120-652-031（午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

1. 議決権の総数　　4,077,538個

2. 議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当といたしましては、当期の業績、今後の経営計画等を勘案し、次のとおり、前期に比べて当社普通株式1株につき20円増配の50円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当とあわせた当期の年間配当は、当社普通株式1株につき82円50銭となります。

配当財産の種類	金銭	
株主に対する配当財産の割当てに関する事項および総額	当社普通株式1株につき	50円
	総額	20,447,298,750円
支払開始日（剰余金の配当が効力を生じる日）	2024年6月28日	

第2号議案から第8号議案までに共通する参考事項　監査等委員会設置会社への移行関連

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を継続しつつ、取締役会等による経営方針・経営戦略に関する議論の充実および監督機能の一層の強化、ならびにより機動的な意思決定の実現を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

第2号議案から第8号議案までの議案は、当該移行に関するものであります。

監査等委員会設置会社の会社法上の特徴および移行後における取締役会の構成は、次のとおりであります。

●監査等委員会設置会社の会社法上の特徴

・監査等委員会設置会社には、監査等を担う機関として、3人以上の監査等委員である取締役で構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査役会設置会社とは異なり、監査役および監査役会は設置されません。
・監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員でない取締役とは区別して選任されます。取締役会における議決権を有しており、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定に関与します。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選任・解任や報酬等について、株主総会で意見を述べる権限を有します。
・監査等委員会設置会社では、定款の定めがある場合等において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。

●監査等委員会設置会社への移行後における取締役会の構成

・監査等委員会設置会社への移行後、当社の取締役会は、本株主総会において第2号議案、第4号議案および第5号議案をご承認いただきますと、取締役15名（うち、監査等委員である取締役は5名）で構成され、そのうち社外取締役は7名（うち、監査等委員である社外取締役は3名）となりますので、取締役会における社外取締役の比率は46.7%となります。

第2号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）

1．変更の理由

取締役会等による経営方針・経営戦略に関する議論の充実および監督機能の一層の強化、ならびにより機動的な意思決定の実現を目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、その他所要の改定を行うものであります。（変更案第4条、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条関連）

また、監査等委員会設置会社では、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、定款に定めることで重要な業務執行の決定を取締役に委任することができることを踏まえて、より機動的な意思決定の実現のために、この委任に関する規定の新設および定款に定める取締役会決議事項の見直しを行うものであります。（変更案第9条、第10条、第22条関連）

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案による定款一部変更は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（機関） 第4条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 （削除） （3）会計監査人
（株主名簿管理人） 第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、当会社においては取り扱わず、株主名簿管理人に委託する。	（株主名簿管理人） 第9条　（条文内容は現行どおり） 2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 3　（条文内容は現行どおり）

現行定款	変更案
（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は定款の他、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は定款の他、取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。
（株主総会の決議方法） 第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、取締役及び監査役を選任するときは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しなければならない。 2　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	（株主総会の決議方法） 第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、取締役を選任するときは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しなければならない。 2　（条文内容は現行どおり）
（員数） 第17条　取締役の員数は、15名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	（員数及び選任） 第17条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、15名以内とし、監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。
（新設）	2　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	3　（条文内容は現行どおり）
（任期） 第18条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第18条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
（取締役会の招集及び議長） 第20条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。	（取締役会の招集及び議長） 第20条　（条文内容は現行どおり）
2　取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。	2　取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。
3　前項の規定は、取締役全員及び監査役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで取締役会を開催することを妨げない。	3　前項の規定は、取締役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで取締役会を開催することを妨げない。
（取締役会の決議） 第21条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	（取締役会の決議） 第21条　（条文内容は現行どおり）
2　当会社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役の全員が同意し、かつ監査役が異議を述べなかったときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	2　当会社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役の全員が同意したときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第22条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第22条　（条文内容の記載省略）	第23条　（条文内容は現行どおり）
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査等委員会
（員数） 第23条　監査役の員数は、5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	（削除）

現行定款	変更案
（任期） 第24条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第25条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第24条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集） 第26条　監査役会を招集するには、会日の3日前までに、各監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。 2　前項の規定は、監査役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで監査役会を開催することを妨げない。	（監査等委員会の招集） 第25条　監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに、各監査等委員に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。 2　前項の規定は、監査等委員全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することを妨げない。
（監査役会の決議） 第27条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議） 第26条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（社外監査役との責任限定契約） 第28条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（削除）
第29条　（条文内容の記載省略）	第27条　（条文内容は現行どおり）

第3号議案　定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

1．変更の理由

現行定款第30条第1項においては、感染症の流行または天災地変の発生等により株主総会の決議によることが困難な場合に限り、取締役会の決議によって期末配当をすることができるとしております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員会設置会社への移行に伴い、平時から機動的に取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができるよう、規定の新設、その他所要の改定を行うものであります。（変更案第28条、第29条関連）

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案による定款一部変更は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（剰余金の配当の基準日） 第30条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（期末配当という。）をすることができる。ただし、当会社は、感染症の流行又は天災地変の発生等により株主総会の決議によることが困難な場合に限り、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって期末配当をすることができる。	（削除）
2　当会社は、会社法第454条第5項に定める取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（中間配当という。）をすることができる。	（削除）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第28条　当会社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

現行定款	変更案
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第29条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
第31条　（条文内容の記載省略）	第30条　（条文内容は現行どおり）

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。また、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。（15頁から21頁までに記載）

なお、本議案および第5号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は、男性11名（73.3%）、女性4名（26.7%）となります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況（※）
1	本荘 武宏（ほんじょう たけひろ）	再任	取締役会長	13回/13回（100%）
2	藤原 正隆（ふじわら まさたか）	再任	代表取締役社長 社長執行役員	13回/13回（100%）
3	田坂 隆之（たさか たかゆき）	再任	代表取締役 副社長執行役員	13回/13回（100%）
4	竹森 敬司（たけもり けいじ）	新任	副社長執行役員	—
5	坂梨 興（さかなし こう）	新任	副社長執行役員	—
6	今井 敏之（いまい としゆき）	新任	常務執行役員	—
7	村尾 和俊（むらお かずとし）	再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回（100%）
8	来島 達夫（きじま たつお）	再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回（100%）
9	佐藤 友美子（さとう ゆみこ）	再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回（100%）
10	新関 三希代（にいぜき みきよ）	再任 社外取締役 独立役員	取締役	11回/11回（100%）

（※）取締役会の開催回数は、当期（2023年度）に開催された取締役会の回数であります。なお、候補者　新関三希代氏の取締役会出席状況は、2023年6月23日の当社取締役就任後のものであります。

候補者番号 1

本荘 武宏（ほんじょう たけひろ）

再任

1954年4月13日生

候補者の有する当社株式数

59,500株

略歴および重要な兼職の状況

1978年 4月　当社入社
2007年 6月　同　執行役員 企画部長
2008年 6月　同　常務執行役員
　　エネルギー事業部長
2009年 6月　同　取締役 常務執行役員
　　エネルギー事業部長
2010年 6月　同　取締役 常務執行役員
　　サービス統括 リビング事業部長
2013年 4月　同　代表取締役 副社長執行役員
2015年 4月　同　代表取締役社長 社長執行役員
2021年 1月　同　取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

2007年6月の当社執行役員就任以降、エネルギー事業部長、リビング事業部長等を務め、2013年4月から代表取締役、2015年4月から代表取締役社長を務めました。2021年1月から取締役会長を務めており、議長として取締役会の意思決定機能と監督機能の一層の強化に努めました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（29頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 2

藤原 正隆（ふじわら まさたか）

再任

1958年2月28日生

候補者の有する当社株式数

31,100株

略歴および重要な兼職の状況

1982年 4月　当社入社
2012年 4月　同　執行役員
　　エネルギー事業部
　　エネルギー開発部長
2013年 4月　同　執行役員
　　大阪ガスケミカル株式会社
　　代表取締役社長
　　日本エンバイロケミカルズ株式会社
　　代表取締役社長
2015年 4月　当社常務執行役員
　　大阪ガスケミカル株式会社
　　代表取締役社長
2016年 4月　当社副社長執行役員
　　CSR統括 経営企画本部長
　　担当：情報通信部 CSR・環境部
　　コンプライアンス部
　　監査部
　　分掌：株式会社オージス総研
　　大阪ガスケミカル株式会社
　　秘書部 広報部 人事部
　　総務部 資材部
2016年 6月　同　代表取締役 副社長執行役員
2021年 1月　同　代表取締役社長 社長執行役員
　　（現任）

取締役候補者とした理由

2012年4月の当社執行役員就任以降、大阪ガスケミカル株式会社代表取締役社長、当社経営企画本部長等を務め、2016年6月から当社代表取締役を務めました。2021年1月から当社代表取締役社長を務めており、経営計画等の立案およびそれに基づく積極的な事業活動を推進しました。同氏は企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（29頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 3

田坂 隆之（たさか たかゆき）

再任

1962年7月21日生

候補者の有する当社株式数

23,000株

略歴および重要な兼職の状況

1985年 4月　当社入社
2015年 4月　同　執行役員
　　リビング事業部計画部長
2016年 4月　同　常務執行役員
　　サービス統括 リビング事業部長
2018年 4月　同　常務執行役員
　　エネルギー事業部長
2018年 6月　同　取締役 常務執行役員
　　エネルギー事業部長
2020年 4月　同　取締役 常務執行役員
　　経営企画本部長
2021年 1月　同　代表取締役 副社長執行役員
　　（現任）

取締役候補者とした理由

2015年4月の当社執行役員就任以降、リビング事業部長、エネルギー事業部長、経営企画本部長等を務め、2021年1月から代表取締役を務めており、当社営業部門における競争力の強化等を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（29頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 4

竹森 敬司（たけもり けいじ）

新任

1963年7月4日生

候補者の有する当社株式数

16,800株

略歴および重要な兼職の状況

1987年 4月　当社入社
2015年 4月　同　理事
　　OSAKA GAS AUSTRALIA PTY. LTD.
　　取締役社長
2016年 4月　当社理事
　　資源・海外事業部計画部長
2018年 4月　同　執行役員
　　資源・海外事業部
　　資源トレーディング部長
2021年 4月　同　常務執行役員
　　資源・海外事業部長
2024年 4月　同　副社長執行役員
　　分掌：資源・海外事業部
　　大阪ガスケミカル株式会社
　　（現任）

［重要な兼職の状況］
・大阪ガスケミカル株式会社取締役

取締役候補者とした理由

2015年4月の当社理事就任以降、OSAKA GAS AUSTRALIA PTY. LTD.取締役社長、当社資源・海外事業部長等を務め、2024年4月から副社長執行役員を務めており、海外エネルギー事業の拡大を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（29頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、今回新たに、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 5

坂梨 興（さかなし こう）

新任

1967年10月28日生

候補者の有する当社株式数
10,400株

略歴および重要な兼職の状況

1992年 4月　当社入社
2017年 4月　同　理事　ガス製造・発電事業部
　　電力事業推進部長
2018年 4月　同　理事
　　ガス製造・発電・エンジニアリング事業部
　　電力事業推進部長
2020年 4月　同　執行役員 企画部長
2023年 4月　同　常務執行役員 企画部長
2024年 4月　同　副社長執行役員
　　技術統括　ESG推進統括
　　カーボンニュートラル推進統括
　　リスク管理統括　経営企画本部長
　　電力事業部長
　　分掌：ガス製造・エンジニアリング事業部
　　事業創造本部
（現任）

取締役候補者とした理由

2017年4月の当社理事就任以降、ガス製造・発電・エンジニアリング事業部電力事業推進部長、企画部長を務め、2024年4月から副社長執行役員を務めており、電力事業の拡大や事業戦略の立案等を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（29頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、今回新たに、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 6

今井 敏之（いまい としゆき）

新任

1966年4月13日生

候補者の有する当社株式数
14,900株

略歴および重要な兼職の状況

1990年 4月　当社入社
2018年 4月　同　理事　秘書部長
2021年 4月　同　執行役員
　　Daigasエナジー株式会社
　　都市圏エネルギー営業部長
2023年 4月　当社　執行役員 人事部長
2024年 4月　同　常務執行役員
　　担当：秘書部　広報部　人事部
　　総務部　資材部
　　人事部長
（現任）

［重要な兼職の状況］
・大阪ガス都市開発株式会社取締役
・株式会社オージス総研取締役
・大阪ガスケミカル株式会社取締役

取締役候補者とした理由

2018年4月の当社理事就任以降、秘書部長、Daigasエナジー株式会社都市圏エネルギー営業部長、当社人事部長を務めており、人材開発・育成や当社グループ営業部門における競争力の強化等を推進しました。同氏は、マーケティングや人材開発、リスクマネジメントに関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（29頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、今回新たに、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 7

村尾 和俊（むらお かずとし）

再任 社外取締役 独立役員

1952年10月21日生

候補者の有する当社株式数

0株

略歴および重要な兼職の状況

1976年 4月　日本電信電話公社入社
2012年 6月　西日本電信電話株式会社 代表取締役社長
2018年 6月　同　相談役（現任）
2019年 6月　当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

西日本電信電話株式会社の代表取締役社長を務められるなど、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見その他の専門性等（29頁参照）を有しておられます。また、2019年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である西日本電信電話株式会社等とガス使用契約、通信契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同社等の連結売上高の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（30頁参照）を満たしております。

候補者番号 8

来島 達夫（きじま たつお）

再任 社外取締役 独立役員

1954年9月22日生

候補者の有する当社株式数

0株

略歴および重要な兼職の状況

1978年 4月　日本国有鉄道入社
2016年 6月　西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
2019年12月　同　取締役副会長
2020年 6月　当社取締役（現任）
2021年 6月　同　顧問（現任）

取締役候補者とした理由

西日本旅客鉄道株式会社の代表取締役社長を務められるなど、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見その他の専門性等（29頁参照）を有しておられます。また、2020年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である西日本旅客鉄道株式会社とガス使用契約の取引関係がありますが、その規模は、受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（30頁参照）を満たしております。

候補者番号 9

佐藤 友美子（さとう ゆみこ）

再任 社外取締役 独立役員

1951年9月20日生

候補者の有する当社株式数
0株

略歴および重要な兼職の状況

1975年 4月　サントリー株式会社入社
1998年 3月　同　不易流行研究所部長
2005年 3月　同　次世代研究所部長
2008年 4月　財団法人サントリー文化財団上席研究フェロー
2013年10月　追手門学院大学特別任用教授
　　同　地域文化創造機構特別教授
2014年 5月　学校法人追手門学院成熟社会研究所所長
2015年 4月　追手門学院大学地域創造学部教授
2016年 4月　同　成熟社会研究所所長
2020年 6月　学校法人追手門学院理事（現任）
2021年 6月　当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

生活・文化に関する社会学分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、サントリー株式会社次世代研究所部長、学校法人追手門学院理事を務められるなど、生活・文化に関する深い識見その他の専門性等（29頁参照）を有しておられます。また、2021年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である学校法人追手門学院とガス使用契約の取引関係がありますが、その規模は、受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（30頁参照）を満たしております。

候補者番号 10

新関 三希代（にいぜき みきよ）

再任 社外取締役 独立役員

1968年4月6日生

候補者の有する当社株式数
0株

略歴および重要な兼職の状況

2006年 4月　同志社大学経済学部教授
2010年 4月　同志社大学大学院経済学研究科前期課程教授
2014年 4月　同　後期課程教授（現任）
2016年 4月　同志社大学経済学部長・経済学研究科長
2019年 4月　同志社大学研究開発推進機構研究推進部長
2020年 4月　同志社大学副学長・教育支援機構長
2023年 4月　同志社大学学長補佐
2023年 6月　当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

金融・投資に関する経済学分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、同志社大学副学長・教育支援機構長を務められるなど、経済学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験その他の専門性等（29頁参照）を有しておられます。また、2023年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である学校法人同志社とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同法人の連結売上高（総収入）の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（30頁参照）を満たしております。

（注）1. 候補者が現在当社の取締役である場合の、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況については、上記「略歴および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、事業報告「Ⅱ①取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、「略歴および重要な兼職の状況」欄の分掌とは、特定の本部、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うことであります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 当社は、現在当社の取締役である候補者番号①から③までおよび⑦から⑩までの各候補者との間で、補償契約（契約の内容の概要は事業報告「Ⅱ②補償契約に関する事項」参照）を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間の当該契約を継続いたします。また、当社は、本議案において候補者　竹森敬司、坂梨興および今井敏之の各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で、候補者番号①から⑩までの各候補者を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約（契約の内容の概要は事業報告「Ⅱ③役員等賠償責任保険契約に関する事項」参照）を締結しております。また、当社は、保険期間満了時には、同内容の契約を締結する予定であります。

5. 候補者　村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子および新関三希代の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。現に社外取締役である社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、村尾和俊氏が5年、来島達夫氏が4年、佐藤友美子氏が3年、新関三希代氏が1年となります。

6. 当社は、社外取締役候補者各氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ており、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。

7. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子および新関三希代の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間の当該契約を継続いたします。

8. 社外取締役候補者には、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。
つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。
また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。(22頁から25頁までに記載)

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況(※)
1	竹口 文敏（たけぐち ふみとし） 新任	取締役	13回/13回 (100%)
2	狭間 一郎（はざま いちろう） 新任	監査役（常勤）	11回/11回 (100%)
3	梨岡 英理子（なしおか えりこ） 新任 社外取締役 独立役員	監査役	13回/13回 (100%)
4	南 知恵子（みなみ ちえこ） 新任 社外取締役 独立役員	監査役	11回/11回 (100%)
5	古財 英明（こざい えいめい） 新任 社外取締役 独立役員	—	—

（※）取締役会の開催回数は、当期（2023年度）に開催された取締役会の回数であります。なお、候補者　狭間一郎および南知恵子の各氏の取締役会出席状況は、2023年6月23日の当社監査役就任後のものであります。

候補者番号 1

竹口 文敏（たけぐち ふみとし）

新任

1961年11月14日生

候補者の有する当社株式数

25,900株

略歴および重要な兼職の状況

1985年 4月　当社入社
2013年 4月　同　理事 秘書部長
2016年 4月　同　執行役員 総務部長
2018年 4月　同　常務執行役員
　　担当：秘書部 広報部 人事部
　　総務部 資材部
2018年 6月　同　取締役 常務執行役員
　　担当：秘書部 広報部 人事部
　　総務部 資材部
2020年 6月　同　常務執行役員
　　担当：秘書部 広報部 人事部
　　総務部 資材部
2021年 6月　同　取締役 常務執行役員
　　担当：秘書部 広報部 人事部
　　総務部 資材部
2022年 4月　同　取締役 常務執行役員
　　担当：秘書部 広報部 人事部
　　総務部 資材部 監査部
2024年 4月　同　取締役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

2013年4月の当社理事就任以降、当社グループのガバナンス強化に努めるなど、組織運営やガバナンス、リスクマネジメントに関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（29頁参照）を有していることから、同氏が監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、今回新たに、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者番号 2

狭間 一郎（はざま いちろう）

新任

1965年7月25日生

候補者の有する当社株式数

8,700株

略歴および重要な兼職の状況

1989年 4月　当社入社
2016年 4月　同　理事
　　一般社団法人日本ガス協会企画部長
2018年 4月　当社理事 リビング事業部計画部長
2019年 4月　同　理事 人事部長
2020年 4月　同　執行役員 人事部長
2023年 4月　同　参与
2023年 6月　同　監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

2016年4月の当社理事就任以降の幅広い業務経験を通じ、リスクマネジメントに関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（29頁参照）を有しています。また、2023年6月の当社監査役就任以降、監査役としての職務を適切に遂行していることから、同氏が監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、今回新たに、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者番号 3

梨岡（なし おか） 英理子（えりこ）

新任 社外取締役 独立役員

1967年2月13日生

候補者の有する当社株式数

0株

略歴および重要な兼職の状況

1991年10月　太田昭和監査法人入社
1995年 4月　公認会計士登録
2004年 4月　株式会社環境管理会計研究所取締役
2004年 7月　税理士登録
　　梨岡会計事務所所長（現任）
2006年 4月　同志社大学商学部嘱託講師
2013年 4月　株式会社環境管理会計研究所代表取締役（現任）
2022年 6月　当社監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

公認会計士・税理士としての豊富な経験を有し、環境会計分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、株式会社環境管理会計研究所代表取締役を務められるなど、財務・会計、ESGに関する深い識見や企業経営・組織運営に関する豊富な経験その他の専門性等（29頁参照）を有しておられます。また、2022年6月の当社監査役就任以降、社外監査役としての職務を適切に遂行していただいていることから、同氏が監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、今回新たに、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の関係法人とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同法人の連結売上高（総収入）の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（30頁参照）を満たしております。

候補者番号 4

南（みなみ） 知恵子（ちえこ）

新任 社外取締役 独立役員

1960年9月17日生

候補者の有する当社株式数

0株

略歴および重要な兼職の状況

2004年12月　神戸大学大学院経営学研究科教授
2020年 4月　神戸大学経営学域長・経営学研究科長・経営学部長
2022年 4月　神戸大学学長補佐
2023年 1月　神戸大学リカレント教育推進室長
2023年 4月　神戸大学副学長
2024年 4月　椙山女学園大学現代マネジメント学部教授（現任）
2023年 6月　当社監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

マーケティング・DX等に関する経営学分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、神戸大学学長補佐・神戸大学副学長を務められるなど、経営学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験その他の専門性等（29頁参照）を有しておられます。また、2023年6月の当社監査役就任以降、社外監査役としての職務を適切に遂行していただいていることから、同氏が監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、今回新たに、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である国立大学法人神戸大学とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同法人の連結売上高（総収入）の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であります。また、当社は、国立大学法人神戸大学に寄付を行っておりますが、その額は、過去3年間平均で1千万円以下であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（30頁参照）を満たしております。

候補者番号 5

こ ざい えい めい 古財英明

新任 社外取締役 独立役員

1957年8月20日生

候補者の有する当社株式数
0株

略歴および重要な兼職の状況

1986年 4月　裁判官任官
2020年10月　神戸地方裁判所長
2021年 5月　仙台高等裁判所長官
2023年 4月　京都大学大学院法学研究科教授（現任）

［重要な兼職の状況］
・京都大学大学院法学研究科教授

監査等委員である取締役候補者とした理由

神戸地方裁判所長、仙台高等裁判所長官を務められるなど、法曹実務家としての専門的知見や組織運営に関する豊富な経験その他の専門性等（29頁参照）を有しておられることから、同氏が監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、今回新たに、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である国立大学法人京都大学等とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同法人等の連結売上高（総収入）の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であります。また、当社は、国立大学法人京都大学に寄付を行っておりますが、その額は、過去3年間平均で1千万円以下であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（30頁参照）を満たしております。

（注）1. 候補者が現在当社の取締役または監査役である場合の、重要な兼職の状況については、上記「略歴および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、事業報告「Ⅱ①取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
2. 候補者　梨岡英理子の戸籍上の氏名は、前川英理子であります。
3. 候補者　南知惠子氏の戸籍上の氏名は、西岡知惠子であります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 候補者　梨岡英理子、南知惠子および古財英明の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
6. 当社は、現在当社の取締役である候補者番号①および監査役である候補者番号②から④までの各候補者との間で、補償契約（契約の内容の概要は事業報告「Ⅱ②補償契約に関する事項」参照）を締結しております。当社は、本議案において候補者　竹口文敏氏の選任が承認可決された場合、同氏との間の当該契約を継続いたします。また、当社は、本議案において候補者　狭間一郎、梨岡英理子、南知惠子および古財英明の各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、候補者番号①から④までの各候補者を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約（契約の内容の概要は事業報告「Ⅱ③役員等賠償責任保険契約に関する事項」参照）を締結しており、本議案において候補者　古財英明氏の選任が承認可決された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に新たに含まれることになります。また、当社は、保険期間満了時には、同内容の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、社外取締役候補者各氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります（候補者　梨岡英理子および南知惠子の各氏については、現在も独立役員として届け出ております。）。
9. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、梨岡英理子および南知惠子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案において候補者　梨岡英理子、南知惠子および古財英明の各氏の選任が承認可決された場合、会社法第427条第1項および定款の規定により、各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
10. 監査等委員である社外取締役候補者には、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監査いただくこと、および取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除きます。）の月額金銭報酬額を定めることとし、その額を、月額57百万円以内とすることをお願いするものであります。

この上限額は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の職務と責任に加えて、世間水準等諸般の事情を考慮したものであります。また、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（※）を定めており、本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

（※）方針の概要は事業報告「Ⅱ⑤取締役および監査役の報酬等」をご参照ください。
（注）第4号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、月額金銭報酬の対象となる取締役は10名（うち、社外取締役は4名、月額5百万円以内）となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その額を、月額14百万円以内とすることをお願いするものであります。

この上限額は、監査等委員である取締役の職務と責任に加えて、世間水準等諸般の事情を考慮し、相当であると判断しております。

なお、本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

（注）第5号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、月額金銭報酬の対象となる監査等委員である取締役は5名となります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する株式報酬制度設定の件

1．提案の理由

当社は、中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度を導入しております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改めて設定することをお願いするものであります。（本制度による報酬は、第6号議案の報酬額とは別枠であります。）

後記の金銭報酬および株式数の上限は、対象取締役の職務と責任に加えて、世間水準等諸般の事情を考慮したものであります。また、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（※）を定めており、本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

（※）方針の概要は事業報告「Ⅱ⑤取締役および監査役の報酬等」をご参照ください。

2．本制度の概要

（1）本制度に係る金銭報酬および株式数の上限

本制度により対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、従来以上に中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、年額144百万円（月額換算12百万円）以内といたします。

また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度による金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。これにより発行または処分する当社の普通株式の総数は、上記の総額を踏まえ、年96千株以内（※）といたします。

本制度に係る報酬の各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものといたします。

（※）本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、この総数上限は、当該分割比率、割当比率または併合比率に比例して調整されるものといたします。１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

（2）譲渡制限付株式割当契約の内容の概要

本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

本割当契約の内容の概要は、次のとおりであります。

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が、当社が正当と認める事由または死亡による退任であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部（任期満了前に退任した場合は在任期間に相当する一部）についての譲渡制限を解除する。ただし、下記④の場合のほか、本割当契約において定める一定の事由に該当した場合には、譲渡制限期間の満了時点より前の時点において本割当株式の全部または一部についての譲渡制限を解除する。

③本割当株式の無償取得

当社は、上記②の時点において上記②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。このほか、対象取締役において非違行為があった場合、破産手続開始申立てがあった場合等、本割当契約において定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（注）第4号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、株式報酬の対象となる取締役は6名（社外取締役は含まれません。）となります。

以　上

【ご参考①】取締役候補者の有する専門性等（スキル・マトリックス）

当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する観点から、取締役は、「企業経営・組織運営」「マーケティング」等の知識・経験、能力、人格等を勘案し、性別、国籍等を問わず多様な人材で構成することを基本方針としており、各候補者の選任にあたっては、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会の審議を踏まえて決定しております。

中長期の経営計画に照らして特定した取締役会の備えるべき専門性等と各候補者の有する顕著な専門性等は、次のとおりであります。

氏名	役職	顕著な専門性等								
		企業経営・組織運営	マーケティング	技術・R&D	DX（※）	グローバル	ESG	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人材開発・育成
本荘　武宏	取締役会長	●	●				●	●	●	●
藤原　正隆	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●			
田坂　隆之	代表取締役	●	●					●	●	
竹森　敬司	代表取締役	●				●		●		●
坂梨　興	代表取締役	●		●	●		●	●		
今井　敏之	取締役		●				●		●	●
村尾　和俊	取締役（社外）	●			●		●		●	●
来島　達夫	取締役（社外）	●					●		●	●
佐藤　友美子	取締役（社外）						●		●	●
新関　三希代	取締役（社外）	●	●					●		●
竹口　文敏	監査等委員である取締役						●	●	●	●
狭間　一郎	監査等委員である取締役		●						●	●
梨岡　英理子	監査等委員である取締役（社外）	●					●	●		●
南　知恵子	監査等委員である取締役（社外）	●	●		●					●
古財　英明	監査等委員である取締役（社外）	●							●	●

（※）デジタルトランスフォーメーション

【ご参考②】社外役員の独立性の判断基準

当社が定める社外役員の独立性の判断基準は、以下のとおりであります。

---

1. 当社または関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人（以下「業務執行者」という。）ではなく、その就任の前10年間に、当社グループの業務執行者でないこと
2. 当社を主要な取引先とする者（*1）またはその業務執行者でなく、最近3年間においても業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（*2）またはその業務執行者でなく、最近3年間においても業務執行者でないこと
4. 当社の主要株主（総議決権の10％以上の議決権を保有している者。以下同じ。）またはその業務執行者でないこと
5. 当社が主要株主となっている者の業務執行者でないこと
6. 当社から多額（*3）の寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと
7. 当社から役員報酬以外に多額（*4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）でなく、当社グループの会計監査人でないこと
8. 当社の業務執行者が他の会社における社外役員に就いている場合における当該他の会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者でないこと
9. 下記に掲げる者の近親者（配偶者または二親等内の親族）でないこと
   （1）現在および最近3年間において、当社グループの取締役、監査役、執行役員またはこれらの者に準ずる地位にある重要な使用人（以下「重要な業務執行者」という。）
   （2）上記2．から6．までに掲げる者のうち、重要な業務執行者
   （3）上記7．に掲げる者のうち、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者
10. その他、上記1．から9．までの事由以外で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反を生じるおそれのないこと

*1 支払金額が当該取引先の連結売上高の2％以上
*2 受取金額が当社の連結売上高の2％以上、または借入金残高が当社の連結総資産の2％以上
*3 過去3年間平均で1千万円超
*4 過去3年間平均で1千万円または支払先の団体の総売上高（総収入）の2％に相当する額のいずれか大きい額を超えること

ただし、上記1．から10．までのいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立役員として相応しい者については、その理由を説明・開示することにより、当社の独立役員とすることができるものとする。

以　上

事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

Ⅰ｜企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、コロナウイルス禍からの社会経済活動の正常化が進むとともに、輸出や設備投資が堅調に推移し、緩やかな回復傾向が続きました。

こうした経営環境のもと、当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」となることを目指し、積極的に事業活動を展開してまいりました。

当期における連結売上高は、国内エネルギー事業で販売量が多い冬期において原料費調整制度に基づきガス販売単価が前期に比べて低めに推移したことやLNG販売価格が下落したことなどにより、前期に比べて8.4%減の２兆830億円となりました。

（グラフ1）

連結経常利益は、国内エネルギー事業での前期のフリーポートLNGプロジェクトの液化基地の操業停止を受けたLNG調達等に伴う費用増加の反動や、原料価格等の変動が販売単価に反映されるまでの時間差による増益影響(※)等により、前期に比べて199.5%増の2,265億円となりました。

（グラフ2）

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて132.3%増の1,326億円となりました。

（グラフ3）

（※）原料価格および燃料価格の変動が、原料費調整制度および燃料費調整制度に基づく販売単価に反映されるまでには、一定の時間差があるため、一時的な増減益要因となります。当期は一時的な増益要因となっております。

グラフ 1　連結売上高の推移

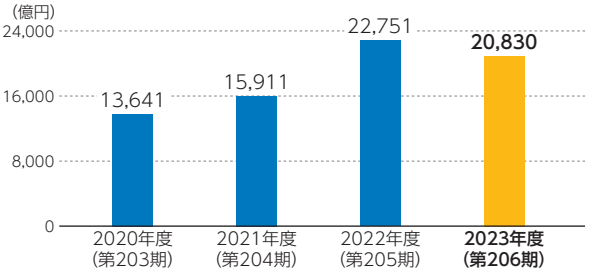

グラフ 2　連結経常利益の推移

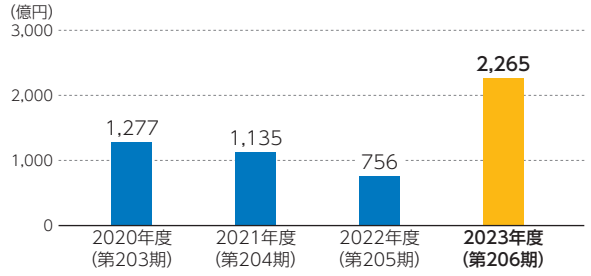

グラフ 3　親会社株主に帰属する当期純利益の推移

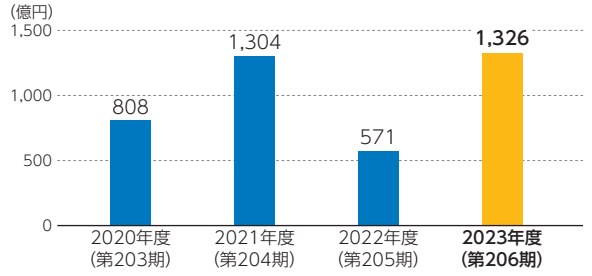

以下、当社グループの事業部門別（セグメント別）の概況をご報告いたします。

1 国内エネルギー

売上高は、前期に比べて10.2％減の1兆7,706億円となりました。

ガス

家庭用の都市ガス販売量は、供給件数の増加等により、前期に比べて1.4％増の17億2千1百万㎥となりました。

業務用等の都市ガス販売量は、特定のお客さま設備の稼働減少等により、前期に比べて4.3％減の49億2千5百万㎥となりました。

これらの結果、都市ガス販売量は、前期に比べて2.9％減の66億4千6百万㎥となりました。

都市ガス供給件数は、当期末時点で504万8千件となりました。

家庭用のガス機器・サービスにつきましては、給湯、暖房、調理等の機器・設備に加え、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」(※1) 等の商品の開発および販売拡大に努めました。本年4月には、「エネファーム」の累計販売台数が20万台を突破いたしました。

また、ガス機器・水まわりの修理等や防災・防犯に関する「住ミカタ・サービス」や、デジタルを活用したライフサービスプラットフォーム「スマイLINK」、インターネットサービス「さすガねっと」等の各種サービスの提供とさらなるメニュー拡充に努めました。

2023年9月、ライフスタイルや嗜好を入力することで、お客さまごとのニーズにあわせた冷蔵パウチ食品をお届けする定期宅配サービス「FitDish」を開始いたしました。

今後もお客さまの快適な生活の実現に貢献してまいります。

業務用のガス機器・サービスにつきましては、コージェネレーションシステム(※1)、冷暖房システム、厨房機器、ボイラ、工業炉、バーナ等の商品の開発および販売拡大に努めました。

「エネファームtype S」

「スマイLINK」のPR

「FitDish」のお届け商品イメージ

また、エンジニアリング力を活用し、脱炭素化・分散化・デジタル化の視点でお客さまの様々な経営課題を解決する「D-Lineup（ディーラインアップ）」等、お客さまのニーズに応じた高付加価値のソリューションの提供に努めました。

都市ガスのカーボンニュートラル化の有望技術として期待される高効率なSOECメタネーション技術（※2）の基礎研究等に取り組んでおります。その他、低・脱炭素化に資する触媒・燃焼技術等の研究開発にも取り組んでおります。

2023年10月、株式会社INPEXと共同で実施しているCO2-メタネーション技術（※2）の実用化を目指した技術開発事業において、家庭用1万戸分に相当する400Nm3-CO2/hのe-メタン（※3）を製造できる試験設備の本工事を開始いたしました。

カーボンニュートラル社会へのトランジション期における取り組みとして、石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進し、お客さま先でのCO2排出削減に努めました。

安定供給・保安の確保につきましては、天然ガスの調達先の多様化、AI技術活用も含めた製造・供給設備の保全と計画的な改修、安全機能を備えたガス機器の普及促進等に継続的に取り組みました。

また、2023年9月、南海トラフ地震を想定し、より実践的な総合防災訓練を実施するなど、引き続き、地震対策・津波対策に取り組みました。

（※1）分散型電源としてエネルギー供給のレジリエンス向上にも寄与します。
（※2）メタネーション技術とは、触媒を介して水素とCOまたはCO2を反応させて都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術です。SOECメタネーション技術では、SOEC（固体酸化物を用いた電気分解素子）を用いて、再生可能エネルギー電力で水をCO2とともに電気分解することにより、原料となる水素とCOを生成します。
（※3）非化石エネルギー源を原料として製造された合成メタン（e-methane）です。

電力

電力販売量は、前期に比べて3.6％減の153億8百万kWhとなりました。

「D-Lineup」のPR

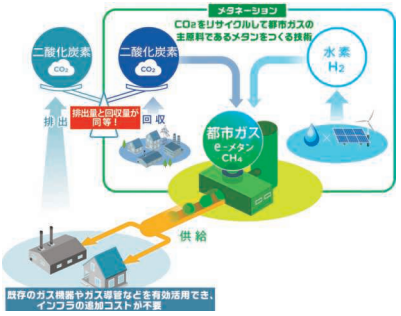

メタネーションのイメージ図

総合防災訓練の様子

低圧電気需給契約に基づく供給件数は、当期末時点で183万5千件となりました。

ガスとセットでお得にご利用いただける料金メニュー、お客さまのライフスタイルや趣味にあわせた料金メニュー、脱炭素に資する料金メニュー等、多彩な電気料金メニューの提供に努めました。

Daigasエナジー株式会社は、2023年11月、業務用のお客さまを対象に、お客さまの初期投資なしでEV充電器を設置し、エネルギーマネジメントを組み合わせてご提供するサービス「D-Charge（ディーチャージ）」を開始いたしました。

電力小売のPR

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー電源の拡大に積極的に取り組みました。海外エネルギーセグメントに含まれる海外分も含め、再生可能エネルギー電源の普及貢献量は、当期末時点で約316万kWとなりました。

当期中に参画した主な再生可能エネルギー電源は、栃木県佐野市における太陽光発電事業（発電容量約4万kW、営業運転開始済。出資比率40%）、北海道夕張郡長沼町をはじめとする営農型太陽光発電所[※4]を含む国内7か所の非FIT/非FIP太陽光発電所[※5]（発電容量計約1万kW、本年2月完工。出資比率50%）等であります。

佐野太陽光発電所（栃木県）

2023年12月、徳島県徳島市における徳島津田バイオマス発電所（発電容量約7万kW、出資比率33.5%）と、兵庫県姫路市における広畑バイオマス発電所（発電容量約7万kW、出資比率90%）が、それぞれ営業運転を開始いたしました。

2023年12月、当社は、経済産業省および国土交通省より、新潟県村上市および胎内市沖における洋上風力発電事業（発電出力約68万kW、2029年6月営業運転開始予定）の事業者に、コンソーシアムの一員として選定されました。

広畑バイオマス発電所（兵庫県）

（※4）農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネルを設置し、発電事業と同時にパネルの下で農作物の栽培を行う発電所です。

（※5）再生可能エネルギーを用いて発電された電気について、電力事業者が固定価格により一定期間買い取る制度（FIT制度）や卸電力取引市場や相対取引で販売した際に一定のプレミアム（補助額）が交付される制度（FIP制度）を活用せず、再生可能エネルギー発電促進賦課金が発生しない発電所です。

2 海外エネルギー

売上高は、前期に比べて5.6%減の1,164億円となりました。

北米における再生可能エネルギー事業につきましては、2023年5月、米国の太陽光発電開発事業者であるEuropean Energy North America, LLCとの間で、同社が米国テキサス州で開発を進めていた太陽光発電所の全持分を取得するための契約を締結いたしました。また、同年6月には、米国の分散型太陽光発電・系統用蓄電池開発事業者であるSummit Ridge Energy, LLCとの間で、米国バージニア州における分散型太陽光発電事業および米国ニューヨーク州における系統用蓄電池事業の共同実施に関する契約をそれぞれ締結いたしました。

また、豪州においても、2023年10月、再生可能エネルギー電源開発事業者であるACE Power Development Pty Ltdとの間で、豪州東部における大規模集中型太陽光発電事業および蓄電池事業の共同開発に合意いたしました。

北米、南米、欧州、中東およびアジアのエネルギー事業者等との間で、e-メタン等の製造・日本への輸出等に向けた共同検討に関する契約を締結しております。

今後もカーボンニュートラルに資するe-メタン等のサプライチェーン構築に向けて取り組んでまいります。

Summit Ridge Energy, LLCと開発した系統用蓄電池設備（米国ニューヨーク州）

ACE Power Development Pty Ltdと開発する太陽光発電所（完成予想図）

3 ライフ&ビジネス ソリューション

売上高は、前期に比べて6.0%増の2,740億円となりました。

都市開発事業を展開する大阪ガス都市開発株式会社は、当期中に「アーバネックス本町Ⅱ」（大阪府）等の8物件の賃貸マンションを取得し、資産の拡充に努めました。また、「シーンズ京都四条烏丸」（京都府）等の6物件の分譲マンションが竣工いたしました。

三井不動産株式会社と共同で開発し、本年2月に竣工した物流施設「MFLP・OGUD大阪酉島」（大阪府）は、竣工前に全区画が成約済となっております。

また、2023年9月、大阪ガス都市開発アセットマネジメント株式会社は、私募リート事業の運用受託を開始いたしました。

「MFLP・OGUD大阪酉島」（大阪府）の施設外観

情報ソリューション事業を展開する株式会社オージス総研は、企業情報システムのコンサルティング・設計・開発・運用や、AI・クラウドサービス等、総合的なITサービスの提供やお客さまのDX推進支援に努めました。

材料ソリューション事業を展開する大阪ガスケミカル株式会社は、ファイン材料、炭素材製品、保存剤等、付加価値の高い材料等の開発および販売拡大に努めました。

木材保護塗料「キシラデコール」

事業部門別　売上高・セグメント利益

	国内エネルギー	海外エネルギー	ライフ＆ビジネス ソリューション
売上高（億円）	**17,706**	**1,164**	**2,740**
前期比（%）	△10.2	△5.6	+6.0
構成比（%）	81.9	5.4	12.7
セグメント利益（億円）	**922**	**796**	**310**
前期比（%）	—（※）	+14.2	+6.2
構成比（%）	45.5	39.2	15.3

（※）前期は、273億円のセグメント損失を計上しております。
（注）事業部門別の売上高・セグメント利益には、事業部門間の内部取引に係る金額を含んでおります。なお、セグメント利益には、持分法による投資利益を含んでおります。

② 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業部門	主要な事業内容
国内エネルギー	● 都市ガスの製造・供給および販売 ● ガス機器販売 ● ガス配管工事 ● LNG販売 ● LNG輸送 ● LPG販売 ● 産業ガス販売 ● 発電および電気の販売
海外エネルギー	● 天然ガス等に関する開発・投資 ● エネルギー供給
ライフ&ビジネス ソリューション	● 不動産の開発および賃貸 ● 情報処理サービス ● ファイン材料および炭素材製品の販売

③ 設備投資の状況

設備投資額につきましては、1,984億円となりました。

当期中に大阪ガスネットワーク株式会社のガス本支管は135km増加し、当期末の延長は51,819kmとなりました。

また、ガス製造・供給設備における安定供給と保安の確保を目的とした工事や、当社子会社による天然ガス開発・生産事業に関する設備工事、発電所の建設工事等を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

長期借入金につきましては、当期中に268億円を借り入れました。また、社債(※1)につきましては、トランジションボンド(※2) 350億円（額面）を発行いたしました。

なお、長期借入金につきましては、当期中に639億円を返済いたしました。また、社債(※1)につきましては、当期中に100億円を償還いたしました。

(※1) 短期社債を含んでおりません。

(※2) 企業の温室効果ガス排出削減に向けた長期的な移行（トランジション）戦略に則った取り組みを資金使途として発行する社債です。

⑤ 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社りそな銀行	71,594
株式会社三菱UFJ銀行	36,674
株式会社日本政策投資銀行	32,953
株式会社国際協力銀行	22,173
株式会社京都銀行	20,420

⑥ 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」として、天然ガス・電力・LPGなどのエネルギーとその周辺サービスや、都市開発・材料・情報等のエネルギー以外の様々な商品・サービスを通じて、「お客さま価値」「社会価値」「株主さま価値」「従業員価値」の創造を目指します。そのためには、持続的な成長を実現することが最大の経営課題であると認識し、2017年に長期経営ビジョン2030「Going Forward Beyond Borders」を、本年3月には新中期経営計画2026「Connecting Ambitious Dreams」を策定いたしました。また、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現の方向性や取り組みを示した「カーボンニュートラルビジョン」を2021年に、「エネルギートランジション2030」を2023年に策定しております。

当社グループは、これらのビジョン・計画に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指します。また、経営環境の変化に対応しながら、安定供給やトランジション期における低炭素化等「今日の安心」をまもり続けるとともに、カーボンニュートラルなど社会課題の解決が進む「未来の日常」の創造に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. 重点課題

中期経営計画2026では、重点戦略「3つの約束」として、カーボンニュートラルと天然ガスの高度利用の両輪で社会課題の解決を進める「ミライ価値の共創」、多様な人材が集い切磋琢磨し合う企業文化を目指す「従業員の輝き向上」、資産価値の最大化を図るアセットライトな経営意識の徹底を中心とする「経営基盤の進化」を掲げます。これらの取り組みを通じて、社会課題の解決に資する価値創造と、「国内エネルギー事業」「海外エネルギー事業」「ライフ＆ビジネス ソリューション事業」を3つの柱とした、将来の経営環境の変化に対応するポートフォリオ経営の実践を目指します。それらの実現に向け、以下のとおり、課題に取り組んでまいります。

（1）国内エネルギー事業

①安定的、経済的な原燃料調達

多数の生産者から分散して調達することにより、天然ガス等の原燃料の安定確保に努めるとともに、契約価格指標の多様化等により、市場競争力を高める原燃料調達を目指します。

また、原燃料調達の不測の事態に対しては、トレーディング等で培ったノウハウを活かし、迅速かつ柔軟に原燃料の確保を図ります。

②競争力のある電源の確保および再生可能エネルギーの普及拡大

新規電源の開発、卸電力市場やアライアンス先からの調達等を通じ、競争力のある電源ポートフォリオの構築を進めます。特に再生可能エネルギーは、カーボンニュートラル化に向けて開発や事業参画を推進し、協業等を通じて調達先の拡大や案件取得を進めてまいります。

③安定供給と保安の確保

安全かつ安定的な操業を最優先にして、ガス製造・供給設備、発電設備等の維持・増強・改修、地震・津波等の自然災害対策および感染症の流行等の事態への対策等、安定供給とレジリエンスの向上に継続的に取り組んでまいります。また、万一のガス漏れ等の緊急時への対応を引き続き行い、お客さま先の保安の確保に努めてまいります。

④マーケタービジネスの拡大

燃料電池等のガスコージェネレーションシステムやガス冷暖房の普及、電力・LPG販売の拡大、「D-Lineup」等の提案メニューの拡充、分散型電源と再生可能エネルギーを組み合わせたエネルギーネットワークの構築等を通じて、カーボンニュートラル化やレジリエンスの向上といった社会課題の解決に貢献してまいります。また、デジタルを活用したライフサービスプラットフォームの「スマイLINK」や「住ミカタ・サービス」、リノベーションなどのライフサポートサービス、建物・設備の管理やメンテナンス、空調・換気、水処理、省エネルギーや設備稼働状況等の見える化など、エネルギー周辺サービスを拡充するとともに、固定通信サービスや冷蔵食品の定期宅配サービスの「FitDish」、お客さまのライフスタイルやビジネスニーズに応じたエネルギー料金メニューも総合的に提供することで、お客さまの快適な生活の実現やビジネスの発展に貢献してまいります。さらに、各地のエネルギー事業者を含めた様々なパートナーとの連携等を通じ、幅広くマーケタービジネスを拡大してまいります。

⑤エネルギーインフラ開発・エンジニアリング事業の推進

天然ガス火力発電所等の新規エネルギーインフラ開発を推進いたします。また、LNGの導入等を検討しているお客さまに対し、これまでの事業展開で培ったノウハウを活かし、ニーズに応じたソリューションを提案することでエンジニアリング事業を推進してまいります。

⑥公正で効率的なガス導管事業の推進

一般ガス導管事業者として、託送供給の中立性・透明性の確保や利便性の向上を図りつつ、地域社会や需要家のニーズに応えながら、都市ガス需要の維持・拡大に継続的に取り組んでまいります。

(2) 海外エネルギー事業

天然ガス等の安定調達と収益獲得のため、現在取り組んでいる北米サビン社によるシェールガス開発等を着実に推進するとともに、北米フリーポートプロジェクトの液化事業や豪州ゴーゴン・イクシスプロジェクトの生産事業の安全かつ安定的な操業に向け働きかけてまいります。IPP事業では、ガス火力発電事業の安定的な操業に努めるとともに、再生可能エネルギー等の開発・取得を進めてまいります。マーケタービジネスでは、国内で培った知見を活かし、ガス・電力・エネルギーサービス事業の運営や新規案件の開発等に着実に取り組むとともに、事業参画等を通じて新しい領域におけるノウハウの取得を進めます。さらに、ニーズに応じたソリューションを提案することで、エネルギーインフラ開発やエンジニアリング事業を推進してまいります。

(3) ライフ&ビジネス ソリューション事業

エネルギー事業で培った技術と知見を基盤に、都市開発・材料・情報等の事業において、固有の強みを活かした商品・サービスを提供することで、国内外のお客さまの快適・便利・健康の実現をサポートし、お客さまの豊かな暮らしやビジネスの発展に貢献してまいります。

(4) 経営基盤

①ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の実践

「Daigasグループ企業行動憲章」に基づき、ESGに配慮した経営を実践し、国内外における当社グループのサプライチェーンに関わる皆様とともに、お客さまや社会からのさらなる信頼獲得に努めてまいります。

環境の側面では、カーボンニュートラル社会へのトランジション期において、石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や、カーボンニュートラルなLNGや都市ガスの普及等により、お客さま先や自らの事業活動におけるCO_2排出削減の取り組みを一層拡大してまいります。さらに、カーボンニュートラル社会の実現に向け、e-メタン・水素等の技術開発やサプライチェーン構築を進めてまいります。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえて、カーボンニュートラル化への取り組みに関する情報開示の充実に取り組んでまいります。社会の側面では、国際規範に則り、2021年4月に制定した「Daigasグループ人権方針」に基づき、人権や労働・安全衛生への取り組みを進めるとともに、女性取締役の登用等によるダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョンの風土醸成を進めてまいります。ガバナンスの側面では、コンプライアンスの意識向上の取り組みを継続するとともに、監査等委員会設置会社への移行等を通じたガバナンス体制の強化や、情報セキュリティ対策等を推進いたします。

②イノベーション・技術開発・デジタルトランスフォーメーションの推進

IoTやAIなど、最先端のデジタル技術や当社グループ内外のアイデアを活用した新しいサービスの創造による価値向上と、社内での業務改革・システム刷新による生産性の向上に取り組んでまいります。また、燃料電池をはじめとするガス機器・設備のさらなる高効率化とコストダウン、新たな材料や情報処理、カーボンニュートラル化などに関する技術開発を推進いたします。

③人材・組織の強化

当社グループのアウトプットの最大化に向けて、多様な人材が集い切磋琢磨し合うことで従業員の力が最大限発揮される環境づくりを進めてまいります。人材の面では、多様で専門性の高い人材の獲得を拡大するとともに、従業員の成長を促進する制度・育成策を強化してまいります。組織の面では、タレントマネジメントにより適所適材の配置を実現するとともに、ダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョンの推進や、働き方・仕事の進め方の変革、成長と挑戦を促す組織風土のさらなる醸成等に取り組んでまいります。会社と人材の双方向のコミュニケーションを通じて各取り組みを活性化させ、従業員のエンゲージメント向上を図ります。

3. おわりに

グループの内部統制システムの運用状況の確認および評価を継続的に行い、所要の措置を講じることにより、実効性の高い内部統制を行ってまいります。これらの仕組みのもと、以上の課題に対処するとともに、「Daigasグループ企業理念」を実践し、持続的成長に向けて不断の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑦ 財産および損益の状況

区分	2020年度 第203期	2021年度 第204期	2022年度 第205期	2023年度 第206期（当期）
売上高（百万円）	1,364,106	1,591,120	2,275,113	2,083,050
経常利益（百万円）	127,752	113,525	75,649	226,563
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	80,857	130,421	57,110	132,679
1株当たり当期純利益（円）	194.48	313.69	137.39	320.60
総資産（百万円）	2,313,357	2,588,086	2,819,589	2,980,127
純資産（百万円）	1,114,597	1,296,089	1,417,178	1,604,992

（注）第205期の期首より「連結財務諸表規則」のみに基づき連結財務諸表を作成することに変更するとともに、ガス販売に係る収益について「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号、2021年3月26日）第103-2項に基づく方法に変更しております。第204期についても、これらの変更を遡って反映し算定しており、本事業報告における記載は、変更反映後の数値に基づき記載しております。

⑧ 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況（2024年3月31日現在）

（1）主要な営業所等の状況

当社	本社	本社〔大阪府〕
	事業所	大阪事業所〔大阪府〕 南部事業所〔大阪府〕 北部事業所〔大阪府〕 東部事業所〔大阪府〕 兵庫事業所〔兵庫県〕 京滋事業所〔京都府〕
	LNG基地	泉北製造所〔大阪府〕 姫路製造所〔兵庫県〕
	研究所	エネルギー技術研究所〔大阪府〕
子会社（※1）	大阪ガス都市開発株式会社〔大阪府〕 株式会社オージス総研〔大阪府〕 大阪ガスケミカル株式会社〔大阪府〕 大阪ガスネットワーク株式会社〔大阪府〕 大阪ガスマーケティング株式会社〔大阪府〕 Daigasエナジー株式会社〔大阪府〕 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社〔大阪府〕 Osaka Gas USA Corporation〔米国テキサス州〕	

（2）従業員の状況

事業部門	従業員数（名）（※2）
国内エネルギー	11,279
海外エネルギー	361
ライフ&ビジネス ソリューション	9,519
合計	21,159

（※1）重要な子会社の本社所在地を主要な営業所としております。

（※2）従業員数は、就業人員数であります。

⑨ 事業の譲渡、吸収分割等

2023年4月1日、当社の家庭用ガス機器販売・施工事業の一部を吸収分割により大阪ガスマーケティング株式会社に承継いたしました。また、本年3月、当社は、Daigasエナジー株式会社の不動産事業の一部および株式会社オージーキャピタルの不動産事業を、吸収分割により当社に承継(効力発生日は本年7月1日を予定)することを決定いたしました。

⑩ 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

当社グループでは、関係会社のうち、エネルギー分野その他の各事業分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社を中核会社、ネットワーク会社、基盤会社および海外地域統括会社としており、これらを重要な子会社としております。

区分	会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
中核会社	大阪ガス都市開発株式会社	1,570百万円	100%	不動産の開発・賃貸・管理・分譲
	株式会社オージス総研	440百万円	100%	ソフトウェア開発、コンピュータによる情報処理サービス
	大阪ガスケミカル株式会社	14,231百万円	100%	ファイン材料および炭素材製品等の製造・販売
ネットワーク会社	大阪ガスネットワーク株式会社	6,000百万円	100%	一般ガス導管事業等（都市ガスの託送供給、ガス配管工事等）
基盤会社	大阪ガスマーケティング株式会社	100百万円	100%	家庭用向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、リフォーム
	Daigasエナジー株式会社	310百万円	100%	業務用等向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、エネルギーサービス、LNG販売、LPG販売、熱供給
	Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社	100百万円	100%	ガス製造所・発電所のオペレーション・メンテナンス、発電および電気の販売、エンジニアリング
海外地域統括会社	Osaka Gas USA Corporation	1米ドル	100%	北米における天然ガス等およびエネルギー供給事業に関する投資等

(注) 上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は、159社であります。

Ⅱ 役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	本荘武宏		一般社団法人日本ガス協会会長 大阪府公安委員会委員 朝日放送グループホールディングス株式会社取締役 大阪ガス都市開発株式会社取締役
代表取締役社長 社長執行役員	藤原正隆		株式会社オージス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	宮川正	技術統括 カーボンニュートラル推進統括 担当：東京支社 分掌：ガス製造・発電・エンジニアリング事業部 イノベーション本部 大阪ガスケミカル株式会社	大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	松井毅	ESG推進統括 経営企画本部長 分掌：資源・海外事業部 株式会社オージス総研	株式会社オージス総研取締役
代表取締役 副社長執行役員	田坂隆之	担当：統括支配人 分掌：エナジーソリューション事業部 秘書部　広報部　人事部　総務部 資材部 大阪ガス都市開発株式会社	大阪ガス都市開発株式会社取締役
取締役 常務執行役員	竹口文敏	担当：秘書部　広報部　人事部　総務部 資材部　監査部	
取締役	村尾和俊		西日本電信電話株式会社相談役 公益社団法人関西経済連合会副会長 京阪ホールディングス株式会社取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取　締　役	来　島　達　夫		西日本旅客鉄道株式会社顧問 住友電気工業株式会社監査役
取　締　役	佐　藤　友美子		学校法人追手門学院理事
取　締　役	新　関　三希代		同志社大学大学院経済学研究科後期課程教授 同志社大学学長補佐
監査役（常勤）	米　山　久　一		
監査役（常勤）	狭　間　一　郎		
監　査　役	佐々木　茂　美		一般財団法人日本法律家協会理事、同協会近畿支部支部長
監　査　役	梨　岡　英理子		株式会社環境管理会計研究所代表取締役 梨岡会計事務所所長 株式会社三社電機製作所監査役 フクシマガリレイ株式会社取締役（監査等委員）
監　査　役	南　　知恵子		神戸大学大学院経営学研究科教授 神戸大学副学長

（注）1. 「担当」欄の分掌とは、特定の本部、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うことであります。
2. 取締役　村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子、新関三希代は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役　佐々木茂美、梨岡英理子、南知恵子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役（社外役員）全員を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
5. 各社外役員の「重要な兼職の状況」欄に記載の法人等と当社との間には、記載すべき関係はありません。
6. 取締役　新関三希代および監査役　狭間一郎、南知恵子は、2023年6月23日開催の第205回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
7. 監査役　梨岡英理子は、公認会計士資格および税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役　本荘武宏の「重要な兼職の状況」欄に記載の朝日放送グループホールディングス株式会社取締役、取締役　村尾和俊の同欄に記載の京阪ホールディングス株式会社取締役は、社外取締役であり、監査役　梨岡英理子の同欄に記載のフクシマガリレイ株式会社取締役は、監査等委員である社外取締役であります。また、取締役　来島達夫の同欄に記載の住友電気工業株式会社監査役、監査役　梨岡英理子の同欄に記載の株式会社三社電機製作所監査役は、社外監査役であります。
9. 取締役　宮川正は、本年3月31日をもって、代表取締役および取締役を退任いたしました。（なお、本年4月1日、大阪ガスケミカル株式会社取締役を退任いたしました。）
取締役　松井毅は、本年3月31日をもって、代表取締役を退任いたしました。
取締役　竹口文敏は、本年3月31日をもって、常務執行役員を退任いたしました。

（注）10.取締役　本荘武宏は、本年3月31日をもって、一般社団法人日本ガス協会会長を退任いたしました。
取締役　新関美希代は、本年3月31日をもって、同志社大学学長補佐を退任いたしました。
監査役　南知惠子は、本年3月31日をもって、神戸大学大学院経営学研究科教授および神戸大学副学長を退任いたしました。
11. 当期末後の取締役の担当の異動
取締役　田坂隆之の本年4月1日以降の担当は以下のとおりとなりました。
担当：東京支社　東京駐在　統括支配人
分掌：エナジーソリューション事業部　秘書部　広報部　人事部　総務部　資材部
大阪ガス都市開発株式会社　株式会社オージス総研
12. 当期末後の重要な兼職の状況の異動
取締役　本荘武宏は、本年4月1日、大阪ガス都市開発株式会社取締役を退任いたしました。
取締役　藤原正隆は、本年4月1日、株式会社オージス総研取締役および大阪ガスケミカル株式会社取締役を退任いたしました。
取締役　松井毅は、本年4月1日、株式会社オージス総研取締役を退任いたしました。
取締役　田坂隆之は、本年4月1日、株式会社オージス総研取締役に就任いたしました。
監査役　南知惠子は、本年4月1日、椙山女学園大学現代マネジメント学部教授に就任いたしました。

② 補償契約に関する事項

当社は、前記「Ⅱ①取締役および監査役の氏名等」に記載の取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする補償契約を締結しております。

当社は、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該補償契約において主に以下の事項を定めております。

・一事象当たりの補償上限額
・法令に違反することを認識しながら職務を執行したことにより発生した費用および損失については、補償を行わない旨
・損失の一部を役員自身の負担とする旨

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社および国内の当社子会社、ならびに当社および国内の当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員(※1)および社外派遣役員(※2)を被保険者(※3)として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害等（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を填補することを目的とする保険契約を締結しております。

（※1）取締役会決議により選任される基本組織長等の重要な使用人。
（※2）当社の指示等に基づき、社外法人において会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与の地位（これらと同等とされる地位を含みます。）にある者。
（※3）1992年1月25日以降に被保険者となる地位を退任・退職した者および保険期間中に新たに被保険者となる地位に就任した者を含みます。

当社は、当該保険契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において主に以下の事項を定めております。

・保険期間中における保険金の総支払限度額
・私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害等については、保険金が支払われない旨
・損害の一部を被保険者自身の負担とする旨

なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。

④ 社外役員に関する事項

(1) 主な活動状況

社外役員の主な活動状況は、下表のとおりであります。

社外取締役には、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会や任意の諮問委員会への出席・発言等を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。

地位	氏名	出席状況および発言状況
取締役	村尾和俊	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	来島達夫	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	佐藤友美子	13回開催された取締役会に13回出席しております。生活・文化に関する深い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	新関三希代	2023年6月23日の当社取締役就任後、11回開催された取締役会に11回出席しております。経済学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	佐々木茂美	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。法曹実務家としての豊富な経験と専門的知見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	梨岡英理子	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。財務・会計、ESGに関する深い識見や企業経営・組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	南知恵子	2023年6月23日の当社監査役就任後、11回開催された取締役会に11回出席し、また11回開催された監査役会に11回出席しております。経営学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

（1）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会の決議により定めており、その概要は、下表(※)のとおりであります。

（※）本年6月開催の第206回定時株主総会の第2号議案、第6号議案および第8号議案が原案どおり承認可決されることを条件として定めた報酬決定方針を記載しており、現行の報酬決定方針との相違点は下線を付した箇所であり、相違内容は注釈に記載のとおりであります。

報酬決定方針（第2号議案、第6号議案および第8号議案の承認可決後）

基本的な考え方(※1)

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に対する取締役の意欲を高める報酬体系とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬とする。取締役会長の報酬は、執行と監督の分離を明確化するため、固定報酬としての基本報酬および株式報酬とする。業務執行から独立した立場である社外取締役は、固定報酬としての基本報酬のみとする。

取締役の報酬は、客観性を確保し決定プロセスの透明性を図る観点から、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定する。

基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準等を踏まえて決定する。

業績連動報酬(※2)

業績連動報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、短期および中長期的な企業価値向上に資することを目的として、単年度の連結EBITDA、直近3か年の連結ROE、および中期経営計画のESG指標を主な指標として決定する。

株式報酬

中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主との一層の価値共有も進めるため、譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、各取締役の役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

報酬毎の割合(※3)

業務執行取締役は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の比率の目安を4：4：2とする。取締役会長は、基本報酬と株式報酬の比率の目安を8：2とする。社外取締役は、全額を基本報酬とする。

報酬の決定手続

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議により定める規則に従い、任意の諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定する。ただし、金銭報酬に係る内容は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長が決定することができる。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

（注）現行の報酬決定方針では、監査等委員である取締役についての記載はありません。
（※1）現行の報酬決定方針では、「社外取締役以外の取締役の報酬」と「社外取締役の報酬」に区分して、報酬決定の基本的な考え方を規定しております。
（※2）現行の報酬決定方針では、下線部を「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益（連結当期純利益）と前年度のESG指標達成度係数」としております。
（※3）現行の報酬決定方針では、「社外取締役以外の取締役」の報酬について、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の比率の目安を「5:4:1」としております。

（2）取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第203回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含みます。）の月額金銭報酬は月額57百万円以内と決議されております。

また、同定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額72百万円（月額換算6百万円）以内、当該金銭報酬債権の当社への給付と引き換えに当社が発行または処分する当社の普通株式の総数は年48千株以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、月額金銭報酬の対象となる取締役が10名（うち社外取締役は4名）、株式報酬の対象となる取締役が6名であります。

（3）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任等に関する事項

当社は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長である藤原正隆が、当期における各取締役の報酬等のうち、月額金銭報酬の報酬額、支給の時期および方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえて報酬の内容を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。

また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、上記の委任にあたっては、報酬決定方針および取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 監査役の報酬等についての株主総会の決議および報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第176回定時株主総会において月額14百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

各監査役の報酬額は、この範囲内で、監査役の協議により決定することとしており、業績に左右されず独立した立場で取締役の職務の執行を監査する役割を担っていることから、固定報酬のみとし、各監査役の地位等を踏まえて決定いたします。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（社外取締役を除く）	421	203	173	45	6
監査役（社外監査役を除く）	67	67	—	—	3
社外取締役	48	48	—	—	5
社外監査役	36	36	—	—	4

（注）1. 取締役の報酬等の総額は469百万円、監査役の報酬等の総額は103百万円、社外役員の報酬等の総額は84百万円となっております。

2. 「監査役（社外監査役を除く）」、「社外取締役」および「社外監査役」の報酬等の額および員数には、2023年6月23日開催の第205回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名分および監査役2名分（うち1名は社外監査役）を含んでおります。

3. 業績連動報酬の額は、固定報酬に、直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益および2022年度のESG指標達成度係数を主な指標として算定した係数を乗じることなどにより算定しております。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値向上に向けた取締役の意欲向上に資すると判断したためであります。
親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、前記「Ⅰ⑦財産および損益の状況」に記載のとおりであります。また、ESG指標達成度係数につきましては、14項目のESG指標（①お客さまアカウント数、②お客さま満足度、③強靭な設備形成〈ガス管の耐震化率・地震ブロック数〉、④再生可能エネルギー電源比率、⑤再生可能エネルギー普及貢献量、⑥CO2排出削減貢献量、⑦行政活動〈まちづくり構想等〉への参画数、⑧地域との共創回数、⑨適切な新規サプライヤー比率、⑩従業員意識調査、⑪従業員１人あたりの年間研修時間、⑫女性役員比率、⑬女性の管理職昇格比率、⑭女性の総合職採用比率）を設定しており、これらのうち①および③を除く12項目について達成しております。

4. 非金銭報酬（株式報酬）として、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式を付与しております。取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を対象取締役に支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することで、当社の自己株式の処分を受けております。譲渡制限期間は、株式の割当てを受けた日から退任する日までの期間としており、対象取締役の退任が、当社が正当と認める事由等であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除いたします。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定しており、当期中に対象取締役に割当てた株式数は、後記「Ⅲ④当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

Ⅲ 株式に関する事項（2024年3月31日現在）

① 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	700,000,000株
発行済株式の総数(※)	409,912,100株
株主数	90,997名

（※）自己株式966,125株を含んでおります。なお、自己株式の消却を実施した結果、「発行済株式の総数」は、前期末より、6,767,900株減少しております。

② 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	65,445	16.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	28,146	6.88
日本生命保険相互会社	13,469	3.29
株式会社りそな銀行	10,555	2.58
STATE STREET BANK WEST CLIENT－TREATY 505234	10,053	2.46
株式会社三菱UFJ銀行	8,391	2.05
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,973	1.46
明治安田生命保険相互会社	5,838	1.43
JP MORGAN CHASE BANK 385781	5,417	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,986	1.22

（注）持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式の数を除いております。

③ 自己株式の取得および消却

2023年10月27日開催の取締役会での決議に基づき、市場買付けにより、6,767,900株の当社株式を取得いたしました。当該株式については、本年3月7日開催の取締役会での決議に基づき、本年3月25日付で消却いたしました。

④ 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

対象	株式数	人数
取締役（社外取締役を除く）	20,100株	6名

（注）当社は、上記取締役6名および取締役を兼務しない執行役員21名に対して、株式報酬として、2023年7月20日付で当社の自己株式56,100株を処分しております。

⑤ 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当の決定に際しては、安定配当の継続を基本に据えながら、業績、今後の経営計画等を踏まえ、短期的な利益変動要因を除いて連結配当性向30%以上を目指すことを剰余金の配当の決定に関する方針としております。

なお、当社の期末配当につきましては株主総会で決議することを原則としており、感染症の流行または天災地変の発生等により株主総会の決議によることが困難な場合に限り、定款第30条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって決定できることとしております。

第207期以降は、累進配当を基本に据えながら、業績や今後の経営計画等を踏まえ、株主資本配当率3.0%を目指すことを剰余金の配当の決定に関する方針としております。

Ⅳ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等

（1）当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	112 (※)	8
当社子会社	160	25
合計	272	34

（※）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額で記載しております。

（2）会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、地域創生事業の検討に係る税務面をはじめとした関連法規制等に関して、専門的見地からの助言の提供等を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役の全員の同意により解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以　上

連結計算書類

■連結貸借対照表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
流動資産	**762,479**
現金及び預金	77,668
受取手形、売掛金及び契約資産	270,527
リース債権及びリース投資資産	61,502
棚卸資産	211,828
その他	142,101
貸倒引当金	△1,148
固定資産	**2,217,647**
有形固定資産	1,304,945
建物及び構築物	195,216
機械装置及び運搬具	660,691
土地	242,068
建設仮勘定	179,896
その他	27,071
無形固定資産	109,243
投資その他の資産	803,458
投資有価証券	538,803
退職給付に係る資産	126,854
その他	138,611
貸倒引当金	△811
資産合計	**2,980,127**

（単位：百万円）

負債の部	
流動負債	**393,936**
支払手形及び買掛金	82,907
その他	311,029
固定負債	**981,198**
社債	459,999
長期借入金	354,588
繰延税金負債	54,754
退職給付に係る負債	19,611
その他	92,245
負債合計	**1,375,135**
純資産の部	
株主資本	**1,246,360**
資本金	132,166
資本剰余金	19,056
利益剰余金	1,097,883
自己株式	△2,746
その他の包括利益累計額	**331,152**
その他有価証券評価差額金	87,899
繰延ヘッジ損益	61,656
土地再評価差額金	△2,395
為替換算調整勘定	140,583
退職給付に係る調整累計額	43,407
非支配株主持分	**27,479**
純資産合計	**1,604,992**
負債純資産合計	**2,980,127**

■連結損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	
売上高	2,083,050
売上原価	1,672,681
（売上総利益）	（410,368）
販売費及び一般管理費	237,814
（営業利益）	（172,553）
営業外収益	78,305
受取利息	10,212
受取配当金	4,086
持分法による投資利益	31,982
その他	32,024
営業外費用	24,295
支払利息	14,436
その他	9,859
（経常利益）	（226,563）
特別損失	30,546
減損損失	20,194
災害による損失	4,835
関係会社株式売却損	5,515
（税金等調整前当期純利益）	（196,017）
法人税、住民税及び事業税	31,499
法人税等調整額	30,390
（当期純利益）	（134,127）
非支配株主に帰属する当期純利益	1,448
親会社株主に帰属する当期純利益	132,679

計算書類

■貸借対照表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
流動資産	**486,099**
現金及び預金	10,738
受取手形	68
売掛金	225,858
商品及び製品	21,299
原材料及び貯蔵品	76,984
短期貸付金	132,527
その他	19,142
貸倒引当金	△518
固定資産	**1,447,507**
有形固定資産	**144,397**
建物	17,584
構築物	13,723
機械及び装置	30,311
工具、器具及び備品	1,537
土地	67,352
建設仮勘定	13,690
その他	197
無形固定資産	**36,845**
ソフトウエア	36,204
その他	641
投資その他の資産	**1,266,264**
投資有価証券	104,704
関係会社株式及び出資金	684,043
長期貸付金	392,514
前払年金費用	66,076
その他	19,177
貸倒引当金	△252
資産合計	**1,933,606**

（単位：百万円）

負債の部	
流動負債	**398,795**
買掛金	46,301
短期借入金	179,591
未払金	13,507
未払費用	93,217
未払法人税等	2,545
前受金	92
預り金	3,954
その他	59,584
固定負債	**719,464**
社債	459,999
長期借入金	229,535
退職給付引当金	1,783
その他	28,147
負債合計	**1,118,260**
純資産の部	
株主資本	**784,672**
資本金	**132,166**
資本剰余金	**19,482**
資本準備金	19,482
利益剰余金	**635,770**
利益準備金	33,041
その他利益剰余金	602,728
特定資産買換等圧縮積立金	195
海外投資等損失準備金	4,404
投資促進税制積立金	217
原価変動調整積立金	89,000
別途積立金	62,000
繰越利益剰余金	446,910
自己株式	**△2,746**
評価・換算差額等	**30,673**
その他有価証券評価差額金	**53,846**
繰延ヘッジ損益	**△23,172**
純資産合計	**815,346**
負債純資産合計	**1,933,606**

■損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	
売上高	1,565,354
売上原価	1,400,850
（売上総利益）	（164,504）
販売費及び一般管理費	119,342
（営業利益）	（45,162）
営業外収益	48,445
受取利息及び受取配当金	32,899
為替差益	6,048
その他	9,497
営業外費用	13,423
支払利息	8,048
投資有価証券評価損	1,857
その他	3,518
（経常利益）	（80,183）
（税引前当期純利益）	（80,183）
法人税等	△269
法人税等還付税額	△3,213
法人税等調整額	15,241
（当期純利益）	（68,425）

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

大阪瓦斯株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　田　大　輔
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　橋　正　紹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長谷川　卓　也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年５月８日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

大阪瓦斯株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　田　大　輔
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　橋　正　紹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長谷川　卓　也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年５月８日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第206期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（金融庁・企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

大阪瓦斯株式会社　監査役会

監査役（常　　勤）米　山　久　一
監査役（常　　勤）狭　間　一　郎
監査役（社外監査役）佐々木　茂　美
監査役（社外監査役）梨　岡　英理子
監査役（社外監査役）南　　知恵子

（ご参考）　Daigasグループ 中期経営計画2026「Connecting Ambitious Dreams」の概要

（1）Daigasグループの志、重点戦略「３つの約束」

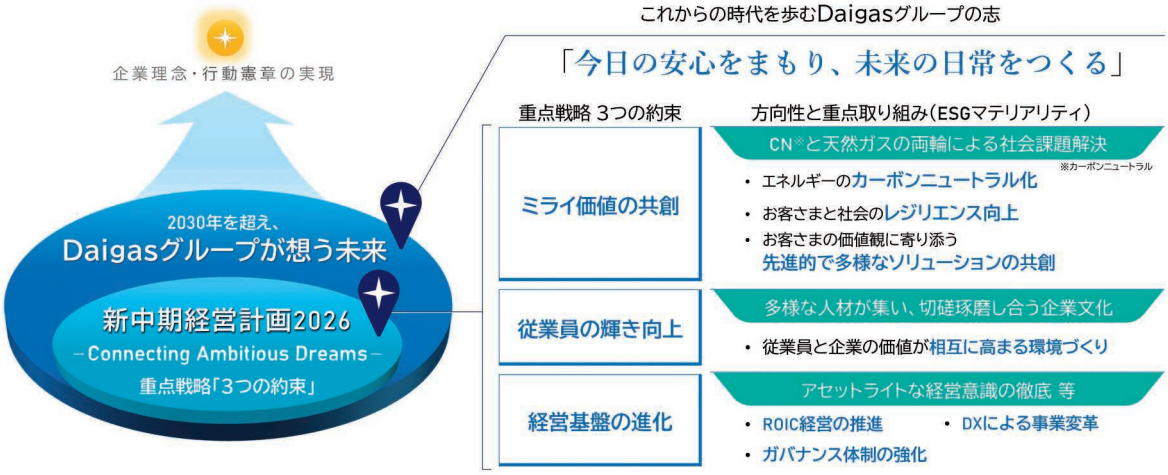

（2）基本方針

①重点戦略「３つの約束」

・前中期計画発表以降の変化として、グローバル大での脱炭素潮流の一層の加速やエネルギーセキュリティが脅かされることにより社会課題解決に対する要請が一層高まるとともに、働く意識の多様化が加速

・本中期計画では、社会課題解決に貢献するミライ価値の共創、従業員の輝き向上、経営基盤の進化を重点戦略「３つの約束」として掲げ事業活動に取り組む

②ステークホルダーとの共創

・持続可能な社会の実現に向け、社会課題の解決に貢献するミライ価値の共創に取り組み、ステークホルダーの皆さまとその成果を分かち合う

③持続的成長に向けた取り組み

・トランジション期に重要性を増す天然ガスの開発・発電・高度利用等により、引き続き利益を伸ばすとともに、カーボンニュートラル社会を見据え、再生可能エネルギー等への成長投資を推進し、将来の事業基盤の構築を進めることで、持続的な成長を目指す

④経常利益・ROIC・ROE

・国内エネルギー、海外エネルギー、LBSの各事業を伸ばし、利益を着実に拡大させる
・カーボンニュートラルに向けた投資が収益貢献するには期間を要するものの、足下の利益成長や資産の入替え、事業ポートフォリオの見直し等を通じて資本効率性を向上させ、ROIC５％程度を目指す
・同時に、従来よりキャッシュフローが向上し、事業ポートフォリオが強靭化したことを踏まえ、財務レバレッジを拡大し、財務健全性に配慮しながら（自己資本比率45％以上）、ROE８％程度を目指す

⑤成長投資

・資本効率の最大化に工夫しながら、「既存領域（火力電源・シェールガス等）」への投資を進め足下（トランジション期）の利益を拡大するとともに、「カーボンニュートラル領域（再生可能エネルギー・e-メタン等）」への投資を拡大し、カーボンニュートラル社会を見据えた事業ポートフォリオへ転換を進める

⑥株主還元方針

・短期的な利益変動が大きくなる中、配当水準の維持と中長期の成長に応じた増配を目指し、累進配当（原則、減配を実施せず、増配または維持）を導入
・長期安定的な増配を目指し、株主還元指標を従来の「配当性向30％」から「株主資本配当率（DOE）3.0％」に変更
・機動的に自己株式の取得などを検討し、資本効率の向上を図る

⑦キャッシュアロケーション

・これまでの事業成長により、営業キャッシュフローの創出力が向上
・財務健全性を考慮した上で、前述の成長投資と株主還元により企業価値の向上を図る

⑧財務目標・非財務目標

・④の財務目標・以下の非財務目標を掲げ、ステークホルダーの皆さまからより一層共感いただける企業グループを目指す
・これら主要な経営指標に役員報酬制度を連動させ、活動を力強く推進する

エネルギーのカーボンニュートラル化	
・CO_2排出削減貢献量	700万^{トン}
・再エネ普及貢献量	400万kW
・自社オフィス・社用車CO_2削減率	67%

お客さまと社会のレジリエンス向上	
・重大事故および自社起因の重大供給支障	ゼロ

先進的で多様なソリューションの共創	
・お客さまアカウント数	1,090万件
・お客さま満足度	90%

従業員と企業の価値が相互に高まる環境づくり	
・ワークエンゲージメントスコア	50以上

健全でしなやかな経営基盤構築	
・女性取締役比率	25%
・重大な法令違反	ゼロ

(※)中期経営計画2026の詳細につきましては、当社ウェブサイト
(https://www.daigasgroup.com/ir/library/management-plan/#long_term) をご覧ください。

（ご参考）低・脱炭素社会の実現に向けた取り組み

エネルギービジネスを中心に事業を展開する当社グループにとって、CO_2排出削減の取り組みは極めて重要な使命です。当社グループでは、2050年のカーボンニュートラルな社会の実現に向けて、メタネーションの技術開発やe-メタン等のサプライチェーン構築に取り組みます。また、2030年までのトランジション期には、2023年3月に策定した「エネルギートランジション2030」に沿って、当社グループでのCO_2排出削減のみならず、天然ガスや再生可能エネルギーの普及拡大等により、エネルギーをご利用いただくお客さま先も含めた社会全体でのCO_2排出削減にも注力し、低・脱炭素社会の実現に貢献します。

これらの実現に向けた2030年度の目標として、e-メタン1%導入、当社グループの国内サプライチェーンにおけるCO_2排出量削減年間500万トン、社会全体へのCO_2排出削減貢献として年間1,000万トン、再生可能エネルギー普及貢献量500万kW等を掲げています。

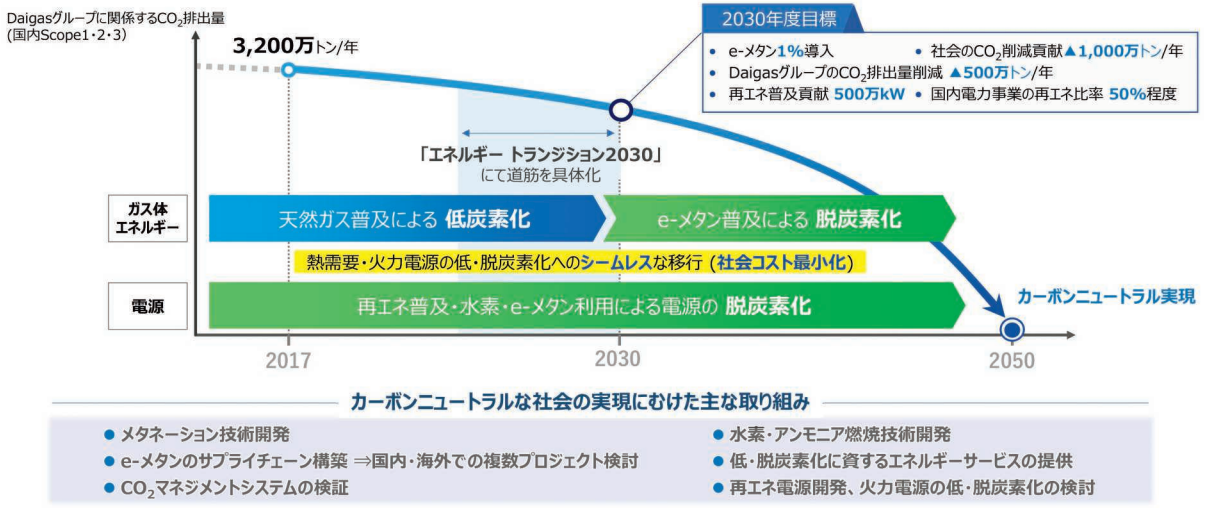

当社グループの取り組みのうち、ガス体エネルギーの低・脱炭素化の鍵となるメタネーション技術の開発や、電源の脱炭素化に資する再生可能エネルギー電源の開発の具体的な内容は、次のとおりです。

e-メタン導入を実現する3つのメタネーション技術の開発

❶ サバティエメタネーション

- 意義：大規模化による早期の社会実装
- 実証：INPEXとの共同NEDO事業
- 特徴：① 世界最大級、都市ガス導管網注入（400m³/h、家庭用1万戸相当）
  ② 当社独自触媒技術を活用

INPEX長岡鉱場近隣での大規模実証

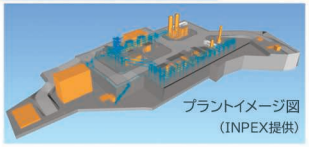

❷ バイオメタネーション

- 意義：地産地消のエネルギー製造・利用
- 実証：大阪・関西万博、下水処理場
- 特徴：① メタン細菌によるメタン合成
  ② 生ごみ・下水汚泥由来のバイオガスの高度利用

2025年万博で生ごみからメタン合成・利用

❸ SOECメタネーション

- 意義：高効率化によるエネルギーコスト低減
- 開発：グリーンイノベーション基金事業
- 特徴：① SOEC共電解とメタネーションの一体化による高効率化
  ② 水とCO_2から直接メタンを合成

2050年に向けた次世代メタネーション技術開発

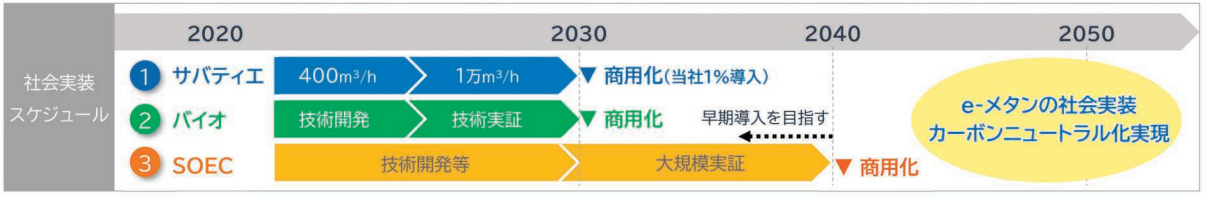

再生可能エネルギー電源の開発

再生可能エネルギー電源の開発実績

陸上風力発電

バイオマス発電

太陽光発電

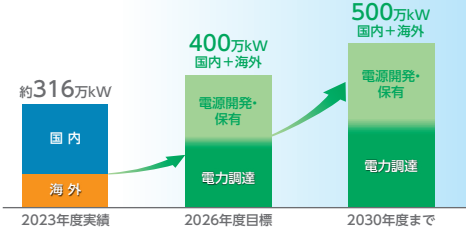

その他の取り組みの具体的な内容や、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に則った気候変動対応の情報開示の詳細は、当社サステナビリティサイト、統合報告書、「エネルギートランジション2030」をご覧ください。

【サステナビリティサイト】
https://www.daigasgroup.com/sustainability/

【統合報告書】
https://www.daigasgroup.com/ir/library/ar/

【エネルギートランジション2030】
https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2023/1720418_54087.html

株式伝言板

1｜配当金の口座振込制度のご案内

配当金は、ご指定の口座でお受け取りいただけます。一度ご指定いただきますと、以後、配当金は支払開始日にご指定の口座へ自動的に振り込まれ、配当金領収証の紛失やお受け取り忘れ等がなく、安全、確実、迅速に配当金をお受け取りいただけます。ぜひ、この機会に口座振込のお手続きをしていただくことをお勧めします。口座振込のお手続きについては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。
口座振込制度には、次の方法があり、いずれかを指定することができます。

① **銀行預貯金口座への振込**
② **「登録配当金受領口座方式」での受け取り**
（株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預貯金口座で受け取る方法）
③ **「株式数比例配分方式」での受け取り**
（株主さまの株式を管理する証券会社等の口座管理機関ごとに、株式数に応じて配当金を受け取る方法）

（注）1. （他の銘柄を含めて）特別口座の株式を保有されている場合には、③の方法はご指定いただけません。
2. NISA口座の株式の配当金等を非課税にするためには、③の方法をご指定いただく必要があります。
3. ①および②の振込口座に、ゆうちょ銀行の口座をご指定いただけます。
4. 配当金領収証の払渡期間が経過していても、支払開始の日から10年以内であれば、三井住友信託銀行株式会社において配当金をお受け取りいただけます。

2｜株主総会資料の電子提供制度について

株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告等）の電子提供制度が開始され、当社では、書面交付請求をいただいた株主さまを除き、議決権を有する株主さまに株主総会資料を掲載するウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集ご通知と議案について記載した株主総会参考書類を、議決権行使書用紙とともにお送りしております。
書面交付請求をされていない株主さまで、株主総会資料（事業報告等）を書面で受領することをご希望の株主さまは、「書面交付請求」を株主総会の基準日（3月31日）までに行っていただく必要があります。

書面交付請求のお手続きは、お取引の証券会社等の口座管理機関または株主名簿管理人にお問い合わせください。

（注）1. 一連のお手続きには手数料がかかる場合があります。
2. 書面交付請求は一定期間経過後に当社の催告により失効することがあり、その場合は再度お手続きをしていただく必要があります。

電子提供制度についての詳細は、4頁もご覧ください。

3｜単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

証券取引所での株式の売買単位は単元株式数とされており、単元未満株式（100株未満の株式）は証券取引所で売買することができませんので、単元未満株式の買取請求制度・買増請求制度をご利用ください（手数料無料）。

買取請求制度とは	株主さまが単元未満株式を、当社に対して時価で売り渡す制度です。
買増請求制度とは	証券取引所での売却が可能となるように、株主さまが単元未満株式を一単元の株式にするために必要な株式を、当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。

（注）1. 単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座（株券電子化までに株券を証券会社等に預け入れていない株主さまの権利を保護するため、当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した口座）の株式についても、証券会社等の口座に移し替えることなく行うことができます。
2. 当社は、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料としておりますが、証券会社等の口座管理機関が手数料を定めている場合があります。

上記の手続の詳細のお問い合わせ先	［上記１および３について］ **証券会社等の口座の株式：**お取引の証券会社等の口座管理機関 **特別口座の株式：**三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（ 0120-782-031） （受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時） ［上記２について］ お取引の証券会社等の口座管理機関 または三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（ 0120-533-600） （受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

株主メモ

事業年度　4月1日から翌年3月31日まで
基準日　定時株主総会　3月31日　期末配当　3月31日　中間配当　9月30日
定時株主総会開催月　6月
株主名簿管理人および特別口座管理機関
三井住友信託銀行株式会社
（同連絡先）三井住友信託銀行株式会社 証券代行部　0120-782-031
（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）
公告の方法
電子公告（公告掲載アドレス　https://www.osakagas.co.jp/index.html）
ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

メモ欄

株主総会会場ご案内図

大阪ガス本社（ガスビル）
1階御堂筋側はりそな銀行です

交通のご案内

地下鉄御堂筋線

■ **淀屋橋駅**下車
南出入口（⑬号出口）から
徒歩約3分

■ **本町駅**下車
北出入口（②号出口）から
徒歩約7分

京阪電車

■ **淀屋橋駅**下車
地下鉄淀屋橋駅⑩号出口から
徒歩6分

株主総会会場は、席数に限りがありますので、ご入場いただけない場合があります。
なお、当日ご出席の株主さまへのお土産の配付は廃止しております。ご理解いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

この印刷物は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し、
環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。

大阪ガス株式会社
〒541-0046
大阪市中央区平野町四丁目1番2号
TEL 06-6202-2955